

北上地区消防組合消防本部訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年2月27日

北上地区消防組合消防本部
消防長 高橋 修

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程（平成7年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(係の設置及び分掌事務) 第4条 消防署に、次の係を置く。 (1) [略] <u>(2) 管理係</u> (3) 予防係 (4) 警防係 2 [略]	(係の設置及び分掌事務) 第4条 消防署に、次の係を置く。 (1) [略] (2) 予防係 (3) 警防係 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。